

○久喜市しょうぶ会館条例施行規則

平成22年3月23日

規則第78号

改正 平成23年3月30日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市しょうぶ会館条例（平成22年久喜市条例第115号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職及び職務)

第2条 隣保館及び児童館（以下「しょうぶ会館」という。）に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
館長	上司の命を受け、しょうぶ会館に係る業務を掌理し、所属職員の指揮監督をする。
児童指導員	上司の命を受け、児童を指導するとともにしょうぶ会館の事務に従事する。
その他の職員	上司の命を受け、しょうぶ会館の事務に従事する。

(会館の利用時間)

第3条 会館の利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(児童の利用時間)

第4条 児童の利用者のしょうぶ会館の利用時間は、前条第1項の規定にかかわらず、同条第2項の規定により、午前8時30分から午後5時までとする。

(利用の手続)

第5条 条例第7条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、その利用しようとする日の属する月の3月前の初日から利用する日の前日までに、公共施設利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、児童の利用者は、利用簿(様式第2号)に必要な事項を記載することによって利用の許可に代えるものとする。

2 市長は、前項の許可をしたときは、利用者に公共施設利用許可書兼領収書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料の納付)

第6条 条例第10条に規定する使用料は、しょうぶ会館を利用する日までに納付しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、職員の指示に従うとともに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なく図書、遊具その他備品等を利用し、又は館外に持ち出すこと。
- (2) 危険物又は不潔な物品の持込みをすること。
- (3) その他管理運営上支障があると認められること。

(損害等の届出)

第8条 利用者は、施設、設備等に損害を与えたときは、直ちに職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菖蒲町隣保館・児童館条例施行規則（昭和60年菖蒲町規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月30日規則第10号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の久喜市しょうぶ会館条例施行規則、久喜市老人福祉センター条例施行規則、久喜市農村センター条例施行規則、久喜市しみん農園条例施行規則、久喜市花と香りのふれあいセンター条例施行規則、久喜市勤労福祉センター条例施行規則、久喜市労働会館条例施行規則、久喜市菖蒲文化会館条例施行規則、久喜市栗橋文化会館条例施行規則、久喜市コミュニティセンター条例施行規則（第3条第5項の規定を除く。）、久喜市立地域交流センター条例施行規則、久喜市集会所条例施行規則及び久喜市都市公園条例施行規則（第4条第4項の規定を除く。）の規定は、平成23年12月1日以後の利用に係る許可申請、利用許可、使用料の納入、利用許可書の交付その他施設の利用手続等から適用し、同日前の利用に係る利用手続等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

公共施設利用申請書
(兼 徴収整理原票)

		年度		受付日付印	
利 用 者 責 任 者	住 所 氏 名 電話()				
使 用 料	円	利 用 人 員			人
利 用 日 時	年 月 日 午	前後	時から		
	年 月 日 午	前後	時まで		
利 用 目 的					
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 集会室 <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 生活改善室 <input type="checkbox"/> 和室				
上記のとおり申請します。				領 収 確 認 印	
年 月 日					
久喜市公共施設管理者 あて					

様式第2号(第5条関係)

利 用 簿

年 月 日

No.	し 氏 めい 名	ねん 年 れい 齢	せい 性 べつ 別
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

様式第3号(第5条関係)

公共施設利用許可書兼領収書

		年度		受付日付印	
利責任者	住所氏名		電話()		
使用料	円	利用人員	人		
利用日	年 月 日 午	前後	時から		
	年 月 日 午	前後	時まで		
利用目的					
利用施設	<input type="checkbox"/> 集会室 <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 生活改善室 <input type="checkbox"/> 和室				
上記のとおり許可します。				領収日付印	
年 月 日 久喜市公共施設管理者					

(申請者)

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)